

令和6年度 南房総市木造住宅耐震診断費補助金

木造住宅の耐震診断に要する経費の一部に補助を行い、建築物の安全性に対する市民意識の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進することを目的とします。

■木造住宅耐震診断

木造住宅耐震診断士※が「木造住宅の耐震診断と補強方法」（一般財団法人日本建築防災協会／国土交通大臣指定耐震改修支援センター発行）に基づく一般診断法又は精密診断法により木造住宅を調査し、報告書を作成する耐震診断

診断方法	一般診断法	精密診断法
目的	耐震改修工事の必要性の判断	・耐震改修工事の必要性の判断 ・補強後の耐震性能の評価
経費	安い	高い
診断結果	目視や設計図面等により、主要部位の調査を行い、耐震性能を判定する。	主要な部位及び細部を調査するため、仕上げ材等の引き剥がしを伴うこともある。 耐震性能をより正確に判定できる。

※木造住宅耐震診断士

一般社団法人千葉県建築士会安房支部、一般社団法人千葉県建築士会鋸南支部又は公益社団法人千葉県建築士事務所協会安房支部に所属する会員で、千葉県が開催する既存の木造住宅の耐震診断及び改修に関する講習会又はこれと同等と市長が認める講習会の講習修了者を掲載した名簿に登録された者

■耐震診断の結果

判定値（上部構造評点）	判定
1.5以上	倒壊しない
1.0以上1.5未満	一応倒壊しない
0.7以上1.0未満	倒壊する可能性がある
0.7未満	倒壊する可能性が高い

上部構造評点とは、建物の耐力を、本来必要とする耐力で割った数値です。本来必要とする耐力とは、現行の建築基準法で定める耐力です。

■補助対象となる木造住宅

次のすべての要件に該当するもの

- ・市内に在するものであること。
- ・過去に南房総市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けた住宅でないこと。
- ・柱、梁その他の主要構造部が木材の在来軸組構法によって造られていること。
- ・平成12年5月31日以前に着工された住宅で、一戸建て住宅又は併用住宅（居住の用に供する部分の床面積が当該木造住宅の延べ床面積の2分の1以上のものに限る。）であること。
- ・地上階数が2以下であること。
- ・原則として耐震相談において、「誰でもできるわが家の耐震診断」（国土交通省住宅局監修・一般財団法人日本建築防災協会発行）に基づく診断の結果、評点合計が9点以下の住宅であること。

■補助を受けられる方

- ・本市の住民基本台帳に記録されていること。
- ・木造住宅を所有し、かつ、居住していること。

■補助対象経費

木造住宅耐震診断に要する費用（延べ床面積（併用住宅にあつては、居住の用に供する部分の延べ床面積）に1平方メートル当たり1,000円を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を限度とする。）

■補助金の額

補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、その額が100,000円を超えるときは、100,000円とする。

■注意事項

- ・木造住宅耐震診断を中止する場合は、速やかに建設課にご連絡ください。

■申請手続きの流れ

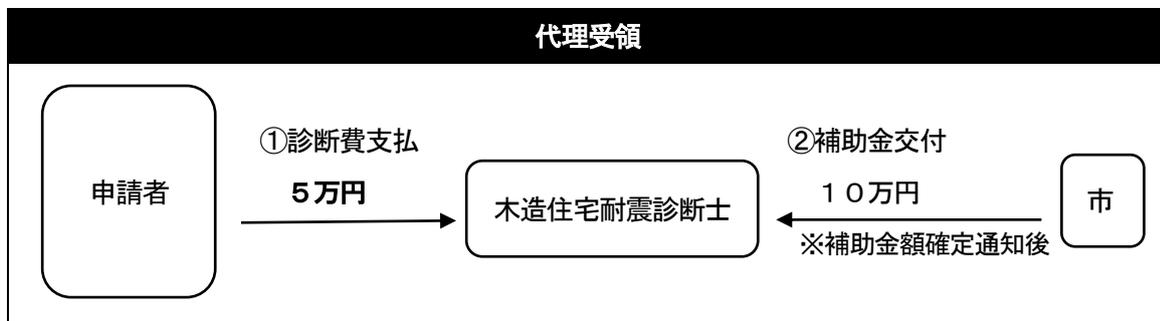
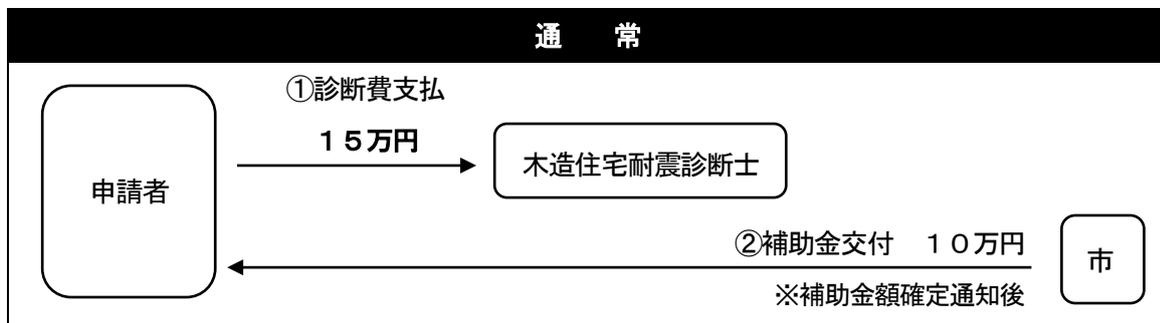
1	住まいの無料相談会 (耐震相談)	住まいの無料相談会(耐震相談)において、「誰でもできるわが家の耐震診断」(国土交通省住宅局監修・一般財団法人日本建築防災協会発行)に基づき診断し、評点合計が9点以下の場合、補助対象となります。
↓		
市	木造住宅耐震診断士の 選定	耐震診断を行う者(木造住宅耐震診断士)を選定し、御連絡します。
↓		
2	交付申請書の提出	木造住宅耐震診断士と耐震診断の契約を締結してください。 <u>耐震診断の契約後、耐震診断を実施する前に</u> 、建設課へ「補助金交付申請書」を提出してください。
<p>交付申請書に必要な書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 木造住宅耐震診断実施計画書(別記様式第1号) <input type="checkbox"/> 住民票(個人番号が記載されていないもの) ※コピー不可 <input type="checkbox"/> 木造住宅に係る登記事項証明書その他の木造住宅の所有者及び建築年月日を証する書類 <input type="checkbox"/> 木造住宅耐震診断の実施に関する契約書の写し <input type="checkbox"/> 木造住宅の平面図及び付近見取図 		
↓		
市	交付決定通知	申請書類を審査し、助成が適当と認められた場合は、「補助金交付決定書」を送付します。
↓		
3	耐震診断の実施	「補助金交付決定通知書」が届いた後に、耐震診断を行ってください。
↓		
4	実績報告書の提出	耐震診断が終わりましたら30日以内または2月末日のいずれか早い日までに「実績報告書」に必要な書類を添付して、提出してください。
<p>実績報告書に必要な書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 木造住宅耐震診断実績説明書(別記様式第5号) <input type="checkbox"/> 木造住宅耐震診断結果報告書等の成果品の写し <input type="checkbox"/> 木造住宅耐震診断に要した費用の領収書の写し 		
↓		
市	審査(補助額確定)	実績報告書等の書類を審査し、「補助金額確定通知書」を送付します。
↓		
5	補助金の交付請求	建設課へ「補助金交付請求書」を提出してください。
↓		
市	補助金の支払	交付請求後、3~4週間程度で指定口座に補助金を振り込みます。

代理受領制度

代理受領制度とは、申請者が耐震診断にかかった費用を木造住宅耐震診断士へ支払う際に、かかった費用から補助金額を差し引いた額を木造住宅耐震診断士へ支払い、補助金は南房総市から直接木造住宅耐震診断士へ支払う制度です。

従来の制度では、申請者が耐震診断にかかった費用の全額を木造住宅耐震診断士へ支払った後に、南房総市から申請者へ補助金を支払うのに対し、代理受領制度では、申請者が耐震診断にかかった費用の全額を木造住宅耐震診断士へ支払う必要がなくなり、申請者の初期費用を軽減することができます。

代理受領制度の仕組み [例] 耐震診断費 15万円、補助金 10万円の場合



申請者と木造住宅耐震診断士が代理受領を行うことについて、確実に合意してはなりません。双方でよく打合せのうえ決めてください。

代理受領制度を活用する場合、実績報告書に添付する書類が異なります

実績報告書に必要な書類のうち、「木造住宅耐震診断に要した費用の領収書の写し」に代えて、「木造住宅耐震診断に要した費用の請求書の写し」「当該請求書に係る額から補助金額を差し引いた額の領収書の写し」「当該代理受領に係る委任状」が必要となります。

問合せ・申請窓口

南房総市 建設環境部 建設課 住宅係

電話 0470-33-1101

南房総市役所 別館2 (2階)

住所 南房総市富浦町青木28番地